



第153回

# 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2025年6月25日(水曜日)  
午前10時 (受付開始 午前9時)

**場所** 京都市東山区福稻上高松町11番地  
株式会社 松風 (本社 あゆみテラス)

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する  
譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

株式会社 松風  
証券コード : 7979

## ■ 株主のみなさまへ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。  
さて、当社第153回定時株主総会を  
2025年6月25日（水曜日）に開催いたしますので、  
ここに招集のご通知をお届けいたします。  
ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層の  
ご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長 高見哲夫

### 経営理念

創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する



株主各位

証券コード7979  
2025年6月4日  
(電子提供措置の開始日 2025年5月29日)  
京都市東山区福稻上高松町11番地

株式会社 松風  
代表取締役社長 高見哲夫

## 第153回定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第153回定時株主総会を2025年6月25日（水曜日）に開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

### 当社ウェブサイト

<https://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

### 東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

### 三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル<sup>®</sup>）

<https://www.soukai-portal.net> ※QRコードは議決権行使書用紙にございます。



同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、議決権行使書用紙記載のID・パスワードをご入力ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁の案内に従って、議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

記

日 時 2025年 6月25日 (水曜日) 午前 10時 (受付開始 午前9時)

場 所 株式会社 松 風 (本社 あゆみテラス)  
京都市東山区福稻上高松町11番地



会 議 の  
目的事項

報告事項：①第153期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

②第153期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項：第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役報酬額改定の件  
第5号議案 監査役報酬額改定の件  
第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申しあげます。

### 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年6月25日(水曜日)午前10時【受付開始：午前9時】

### 事前に議決権を行使される場合

#### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月24日(火曜日)午後5時まで

#### インターネット等による議決権行使



スマートフォン、パソコン等の端末から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。詳細は次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2025年6月24日(火曜日)午後5時まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

## インターネット等による議決権行使について

行使期限  
2025年6月24日（火曜日）午後5時まで

### スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取ります。



- ② 株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

### ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 1・4・7・10月の第1月曜日午前0時～午前5時は、メンテナンスのためご利用いただけません。

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**  
(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に关しましては、本総会につき、株式会社I C Jの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、2007年6月26日開催の第135回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくため、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「株式会社の支配に関する基本方針」といいます。）」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、本対応方針につきましては、基本的内容を維持したまま、過去5回にわたって更新を行い、現在に至っておりますが、2024年5月1日に公表いたしました第五次中期経営計画においてお示しした、市場と向き合うという経営の姿勢をより明確にするとともに、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見や買収への対応方針を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当社取締役会として慎重に検討を重ねた結果、有効期間が満了する本総会終結の時をもって、本対応方針を継続せず、廃止することを2025年4月10日開催の取締役会で決議いたしました。

それに伴い、現行定款における買収防衛策に関する規定（第7章 買収防衛策 第40条及び第41条）を削除するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第7章 買収防衛策</u>	（削除）
<u>（買収防衛策の導入等）</u> <u>第40条 買収防衛策の導入、継続及び廃止</u> <u>は、株主総会においても決定するこ</u> <u>とができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</p> <p>(新株予約権無償割当て等の決定機関)</p> <p>第41条 当会社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。</p> <p>2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 根來紀行、高見哲夫、山寄文孝、梅田隆宏、藪井秀次、鈴木基市、西村大三、神本満男及び林田博巳の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、9名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 根來 紀行	代表取締役会長
2	再任 高見 哲夫	代表取締役社長 社長執行役員
3	再任 山寄 文孝	取締役専務執行役員 総合企画担当
4	再任 梅田 隆宏	取締役専務執行役員 財務・総務・ネイル事業担当
5	再任 蘭井 秀次	取締役常務執行役員 生産担当
6	再任 鈴木 基市	社外取締役 独立役員
7	再任 西村 大三	社外取締役 独立役員
8	新任 矢口 順子	社外取締役 独立役員
9	新任 松江 香織	社外取締役

(ご参考) 当社が各取締役に特に期待する知見・経験

男性7名、女性2名

		企業経営	生産・技術・R&D	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計・人事	ガバナンス・マネジメント	保有資格等
社内取締役	根來 紀行	●	●	●			●	
	高見 哲夫	●		●			●	
	山㟢 文孝	●	●			●		
	梅田 隆宏	●				●	●	
	園井 秀次	●	●		●			
社外取締役	鈴木 基市	●	●		●		●	・上場会社の経営経験者
	西村 大三					●	●	・公認会計士 ・税理士
	矢口 順子	●				●	●	・上場会社の経営経験者
	松江 香織	●	●				●	

※ 各取締役が保有する全てのスキルを示したものではありません。

※ 取締役としての活動を●を付した項目に限定するものではありません。

## 候補者番号

1



再 任

ね ごろ のり ゆき

根來 紀行

(1956年3月9日生)

所有する当社の株式の数 193,696株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2009年 4月	常務取締役
2003年 6月	取締役研究開発部長	研究開発・技術・生産担当	
2007年 7月	常務取締役研究開発部長	2009年 6月	取締役社長(代表取締役)
2008年 6月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長	2015年 6月	代表取締役社長 社長執行役員
		2022年 6月	代表取締役会長(現在)

### <取締役候補者とした理由>

根來紀行氏は、当社入社後、研究開発部門において製品開発に携わり、研究開発・技術・生産担当役員などを務めた経験から、当社事業における専門性や業務にも精通しております。2009年からは当社代表取締役社長を務め、当社のあるべき姿を打ち出し、その実現のためにリーダーシップを発揮して事業の成長と拡大の実績を重ねてきました。代表取締役会長就任後は、取締役会議長として、取締役会の適切な運営や業務執行に対する監督機能の強化に努めております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のための的確な意思決定や監督ができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 候補者番号

2



再 任

たか み てつ お

高見 哲夫

(1960年6月22日生)

所有する当社の株式の数 77,742株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3月	当社入社	2019年 6月	常務執行役員営業部長
2012年 6月	営業部長	2020年 6月	取締役常務執行役員 営業担当兼営業部長
2015年 4月	営業部東京支社長	2021年 4月	取締役常務執行役員営業担当
2015年 6月	執行役員営業部東京支社長	2022年 6月	代表取締役社長 社長執行役員 (現在)
2018年 4月	執行役員 営業部長兼東京支社長		
2019年 4月	執行役員営業部長		

### <取締役候補者とした理由>

高見哲夫氏は、当社入社後、長年にわたり国内営業に携わり、国内営業の部門長や営業担当役員を務めた経験から、主に歯科業界の営業における豊富な実績・経験と知見を有しております。代表取締役社長就任後は、当社のあるべき姿の実現のためにリーダーシップを発揮し、当社グループの成長に貢献しております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3



再任

やま ざき ふみ たか

**山崎 文孝**

(1961年5月27日生)

所有する当社の株式の数 78,937株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2015年 6月	取締役常務執行役員 総合企画担当
2008年 4月	総合企画部長	2022年 6月	取締役専務執行役員 生産・総合企画担当
2011年 6月	執行役員総合企画部長	2024年 6月	取締役専務執行役員 総合企画担当(現在)
2013年 6月	取締役総合企画担当		

### <取締役候補者とした理由>

山崎文孝氏は、当社入社後、財務部門を経て長年にわたり経営企画・管理業務に携わり、当社グループの経営を統括する総合企画の部門長を務めた経験から、主に経営全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。総合企画担当役員就任後は、当社グループの経営方針・戦略の策定・推進に貢献するほか、生産担当役員在任中には生産体制の強化に努めるなど、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4



再任

うめ だ たか ひろ

**梅田 隆宏**

(1960年2月13日生)

所有する当社の株式の数 52,236株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年 3月	当社入社	2020年 6月	常務執行役員 財務担当兼財務部長
2015年 4月	財務部長	2021年 4月	常務執行役員財務担当
2016年 6月	執行役員財務部長	2022年 6月	専務執行役員財務担当
2019年 6月	常務執行役員財務部長	2023年 6月	取締役専務執行役員財務・ 総務・ネイル事業担当(現在)

### <取締役候補者とした理由>

梅田隆宏氏は、金融や経理業務に関する経験や知識を有しており、当社入社後も財務部長を務めた経験から、主に財務及び会計業務全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。財務・総務・ネイル事業担当役員就任後は、当社グループの財務戦略及びコーポレートガバナンスの強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 候補者番号

5



再 任

その い しゅう じ  
**薦井 秀次** (1971年3月31日生) 所有する当社の株式の数 15,539株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	当社入社	2020年 6月	執行役員生産部担当部長
2018年 4月	Merz Dental GmbH Executive Director		サンメディカル株式会社 社外取締役(2023年6月退任)
2020年 4月	生産部担当部長	2022年 4月	執行役員生産部長
		2024年 6月	取締役常務執行役員 生産担当(現在)

### ＜取締役候補者とした理由＞

薦井秀次氏は、当社入社後、長年にわたり製品開発に携わるとともに、海外駐在や生産の部門長を務めた経験から、主に研究開発及び生産全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。生産担当役員就任後は、当社グループの生産体制の強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 候補者番号

6



再 任

社外取締役

独立役員

すず き き いち  
**鈴木 基市** (1949年5月23日生) 所有する当社の株式の数 33,312株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	三井東圧化学株式会社 (現三井化学株式会社)入社	2013年 4月	三井化学株式会社取締役 (2013年6月退任)
2003年 6月	三井化学株式会社執行役員		三井化学アグロ株式会社 代表取締役会長
2007年 4月	三井化学株式会社 常務執行役員	2015年 4月	三井化学アグロ株式会社 相談役(2017年6月退任)
2007年 6月	三井化学株式会社常務取締役	2015年 6月	当社取締役(現在)
2009年 6月	三井化学株式会社専務取締役		
2012年 4月	三井化学株式会社 取締役専務執行役員		

### ＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞

鈴木基市氏は、社外取締役候補者であります。

鈴木基市氏は、過去に重要な業務提携先である三井化学株式会社の専務取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。社外取締役として、経験と見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経営経験者としての経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

鈴木基市氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役10年であります。

候補者番号

7



再 任

社外取締役

独立役員

にし むら だい ぞう

**西村 大三**

(1959年5月5日生)

所有する当社の株式の数

4,987株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年10月	監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あづさ監査法人)入所(1990年10月退所)	1998年 1月	大手前監査法人社員
1991年 3月	公認会計士登録 西村公認会計士事務所開設 (現在)	2004年 3月	大手前監査法人代表社員 (現在)
1994年 4月	税理士登録 西村大三税理士事務所開設 (現在)	2012年 6月	学校法人京都産業大学監事 (2020年5月退任)
		2020年 6月	当社取締役(現在)

## <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

西村大三氏は、社外取締役候補者であります。

西村大三氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

西村大三氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役5年であります。

候補者番号

8



新任

社外取締役

独立役員

や ぐち  
矢口 じゅんこ

(1963年4月19日生)

所有する当社の株式の数

0株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社富士通ソーシアルシステムエンジニアリング (現 富士通株式会社)入社	2013年10月	株式会社みんかぶ(現 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド)入社
1989年 7月	ソロモンブラザーズ・アジア証券(現 シティグループ証券株式会社)入社	2020年 4月	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 上級執行役員 経営管理監掌
1997年11月	メリルリンチ証券会社東京支店(現 BofA証券株式会社)入社	2022年12月	株式会社ライブドア監査役(2024年6月退任)
2002年 3月	BNPパリバ証券株式会社入社	2024年 4月	株式会社ミンカブアセットパートナーズ監査役(2025年3月退任)
2006年 7月	株式会社ゲームズアリーナ(株式会社ドワンゴ連結子会社)入社	2024年 6月	株式会社ミンカブソリューションサービス取締役(現在)
2012年 4月	株式会社ドワンゴ入社(転籍)		株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド取締役(現在)

## <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

矢口順子氏は、社外取締役候補者であります。

矢口順子氏は、証券会社における長年の勤務経験や投資家向けメディア事業等の運営会社での経営経験から、株式市場や資本市場に関する深い知見を有しております。今後、社外取締役として当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

9



新任

社外取締役

まつ え  
かおり  
**松江 香織**

(1966年8月25日生)

所有する当社の株式の数

0株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 三井東圧化学株式会社  
(現 三井化学株式会社)入社  
2019年4月 三井化学株式会社  
RC・品質保証部長  
2020年4月 三井化学株式会社 理事  
RC・品質保証部長  
2022年4月 三井化学株式会社 執行役員  
生産・技術本部生産・技術  
企画部長  
株式会社三井化学分析センター  
社外取締役(2025年3月退任)  
株式会社三井化学オペレー  
ションサービス  
社外取締役(2025年3月退任)  
株式会社オメガシミュレー  
ション 社外取締役(現在)

2025年4月 三井化学株式会社 執行役員  
RC・品質保証部、ESG推進室、  
レスポンシブル・ケア委員会  
及びESG推進委員会担当  
兼 ESG推進室長(現在)

## <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

松江香織氏は、社外取締役候補者であります。

松江香織氏は、重要な業務提携先である三井化学株式会社の業務執行者として、化学メーカーにおける品質保証及びレスポンシブル・ケアに関する深い知見を有しております。今後、社外取締役として当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
3. 当社は鈴木基市氏及び西村大三氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。  
4. 矢口順子氏及び松江香織氏が社外取締役に選任された場合は、当社は各氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。  
5. 鈴木基市氏及び西村大三氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は各氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が選任された場合には、引き続き独立役員になる予定です。  
6. 矢口順子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏を当社の独立役員として同取引所に届け出る予定です。

## 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小林京子氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



こ ばやし	きょう こ	小林 京子 (1972年7月22日生)	所有する当社の株式の数	0株
<b>略歴、地位及び重要な兼職の状況</b>				
1999年 4月	弁護士登録	2018年 2月	川上塗料株式会社 社外監査役(現在)	
	色川法律事務所入所			
2009年 9月	シャープ株式会社法務室出向	2020年 6月	三菱ロジスネクスト株式会社 社外取締役(現在)	
2014年 9月	色川法律事務所復帰			
2018年 1月	色川法律事務所パートナー (現在)	2021年 6月	日本ピラー工業株式会社 (現 株式会社PILLAR) 社外取締役(監査等委員) (現在)	

再 任

社外監査役

独立役員

### ＜補欠監査役候補者とした理由＞

小林京子氏は、弁護士として、また上場企業における勤務を通して、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 小林京子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 小林京子氏の戸籍上の氏名は、中野京子であります。  
3. 小林京子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
4. 小林京子氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。  
5. 小林京子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。小林京子氏が社外監査役として就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月25日開催の第143回定時株主総会において、賞与を含めて年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とご承認いただき、今日に至っております。

今般、経済情勢や経営環境の変化等により取締役の役割と責務が増大していること、当社の企業価値向上に資する優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする必要があること等の諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額370百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

本議案は、事業報告の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、指名・報酬協議会での審議を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決された後の員数に変更はありません。

## 第5号議案 監査役報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の第126回定時株主総会において、年額50百万円以内とご承認をいただき、今日に至っております。

今般、経済情勢や経営環境の変化等により監査役の役割と責務が増大していること等の諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額70百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）でありますか、本総会後も変更はありません。

## 第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

当社は、2019年6月26日開催の第147回定時株主総会において、第4号議案の報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年50,000株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、経済情勢や経営環境の変化等により取締役の役割と責務が増大していること、当社の企業価値向上に資する優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする必要があること等の諸般の事情を考慮して、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額70百万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年100,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）に改定させていただきたいと存じます。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

本議案は、事業報告の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、指名・報酬協議会での審議を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決された後の員数に変更はありません。

譲渡制限付株式の内容は、下記「譲渡制限付株式の内容の概要」のとおりであり、従前から変更はありません。

## 【譲渡制限付株式の内容の概要】

### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役又は執行役員の地位を喪失した場合の譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、本割当契約において別途定めるところによる。

### (3)本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する事項が当社の株主総会による承認を要しない場合は、当該組織再編等の効力発生日までに当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

## I. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、インフレの緩和により景気に持ち直しの動きが見られましたが、欧州の政治情勢の不安定化や年度後半にはアメリカの関税政策の影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続きました。

国内経済についても、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果等により緩やかな回復基調が続きましたが、世界経済の下振れリスクや物価上昇の継続による消費マインドの低下など、先行き不透明感を払拭できない状況が続きました。

当歯科業界におきましては、歯科医療におけるデジタル化の浸透が進む中で、関連機器・材料市場は世界的に成長を続けておりますが、一方で業界全域における競争は激化しており、楽観視できない経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは第五次中期経営計画をスタートさせ、今後の成長に向けた積極的な施策を推進してまいりました。

具体的には、国内においてはCAD/CAM関連製品の積極的な市場投入や、予防・デジタル歯科分野を中心に販売戦略の強化を進めるとともに、海外においてはローカルニーズに対応した製品の展開、販売拠点や販売網の拡充等に努めました。

また、生産能力の増強に向け、本社新工場の建設に着工するなど、中長期的な成長を見据えた施策を展開してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は38,698百万円と、前年同期比3,617百万円(10.3%)の増収となりました。

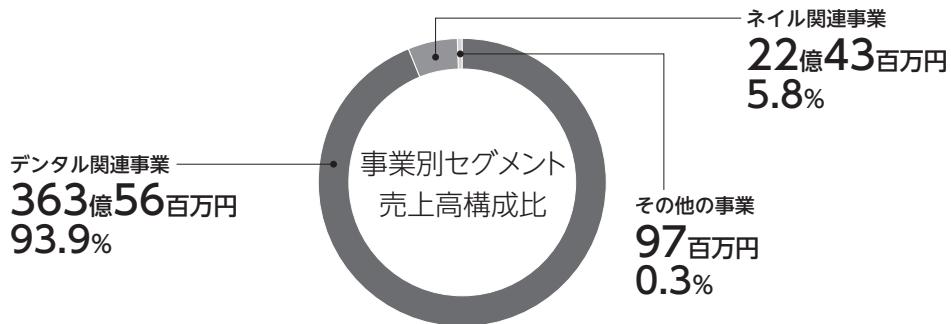
営業利益は、販売費及び一般管理費が増加したものの、増収効果により5,392百万円と、前年同期比683百万円(14.5%)の増益となりました。

経常利益は、為替差損を営業外費用に計上したものの5,523百万円と、前年同期比404百万円(7.9%)の増益となりました。

特別利益として投資有価証券売却益681百万円や、特別損失として固定資産除却損50百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は4,317百万円と、前年同期比661百万円(18.1%)の増益となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高の業績となりました。

売上高	386億98百万円 前期比10.3%増	経常利益	55億23百万円 前期比7.9%増
営業利益	53億92百万円 前期比14.5%増	親会社株主に帰属する 当期純利益	43億17百万円 前期比18.1%増

## ■ 事業別セグメントの概況

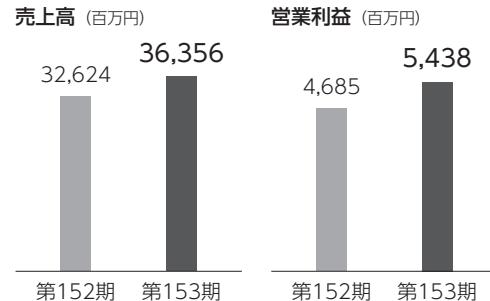


### ■ デンタル関連事業

国内におきましては、前期に発売を開始したデジタルカメラ「アイスペシャル C-V」のほか、歯科切削加工用レジン材料「松風ブロック PEEK」や歯科切削加工用セラミックス「松風ディスク ZR ルーセント スープラ」などのCAD/CAM関連製品が売上に寄与し、前年同期比増収となりました。

海外では、充填修復材料などの化作品類の販売が全てのエリアで伸長したことから、米国やアジア地域を中心に売上が堅調に推移し、さらに為替変動のプラス影響もあり、前年同期比増収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は36,356百万円と、前年同期比3,732百万円(11.4%)の増収となり、販売費及び一般管理費が増加したものの、増収効果により営業利益は5,438百万円と前年同期比753百万円(16.1%)の増益となりました。

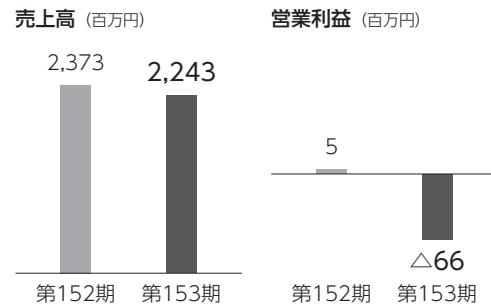


## ■ ネイル関連事業

国内におきましては、台湾で販売が好調なネイル・ハンドケア製品「ARTiS di Voce」が売上を伸ばした一方で、飽和しつつある市場において、コモディティ化の進展により競争が一層激化し、主力のプロ向けジェルネイル製品「PRESTO」、アクリル材料「NAIL DE DANCE」が伸び悩み、前年同期比減収となりました。

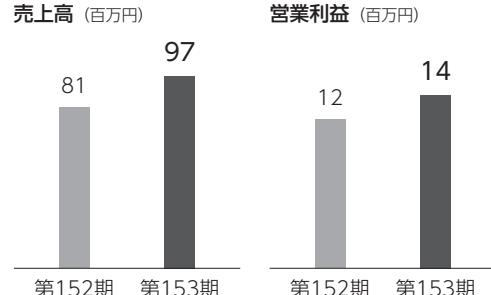
海外におきましては、台湾において独自ブランド製品を中心に拡販に努めましたが、海外企業による攻勢の影響を受けるとともに、その他の地域においても、米国のインフレの影響を受けた消費の落ち込みや、中国における輸入規制の影響等により、売上が低調に推移し、海外全体では前年同期比減収となりました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は2,243百万円と、前年同期比130百万円(5.5%)の減収となり、利益面は営業損失66百万円と前年同期比71百万円の減益となりました。



## ■ その他の事業

その他の事業におきましては、工業用研磨材市場は、製造業の設備投資が増加した一方で、主要マーケットの自動車関連分野における工場の稼働停止の影響や円安等の為替動向の懸念により、全体的に低調に推移しました。このような状況のなか、前期に在庫調整を行った取引先からの受注が回復するとともに、新規取引先の開拓等に注力した結果、その他の事業の売上高は97百万円と、前年同期比15百万円(19.6%)の大幅な増収となり、営業利益は14百万円と前年同期比1百万円(12.5%)の増益となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、14億45百万円であります。その主なものは、京都本社内の新工場の建設費用 2億13百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

## (4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

## (5) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

期 別 区 分	第150期	第151期	第152期	第153期 (当期)
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売 上 高(百万円)	28,137	31,678	35,080	38,698
経 常 利 益(百万円)	3,658	4,238	5,118	5,523
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,546	3,135	3,655	4,317
1 株当たり当期純利益	71円61銭	88円5銭	103円9銭	121円52銭
総 資 産(百万円)	40,709	43,727	50,093	49,994
純 資 産(百万円)	32,940	35,515	41,609	42,736

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第150期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

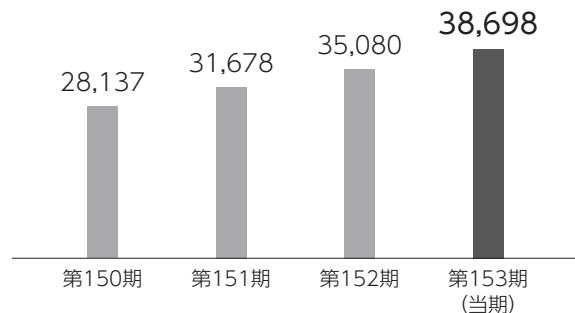
### ②当社の営業成績及び財産の状況の推移

期 別 区 分	第150期	第151期	第152期	第153期 (当期)
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売 上 高(百万円)	17,653	19,329	21,273	22,973
経 常 利 益(百万円)	2,174	3,233	4,226	4,328
当 期 純 利 益(百万円)	1,693	2,881	3,506	3,993
1 株当たり当期純利益	47円62銭	80円93銭	98円87銭	112円40銭
総 資 産(百万円)	33,255	36,012	40,667	39,750
純 資 産(百万円)	27,533	29,197	33,552	34,165

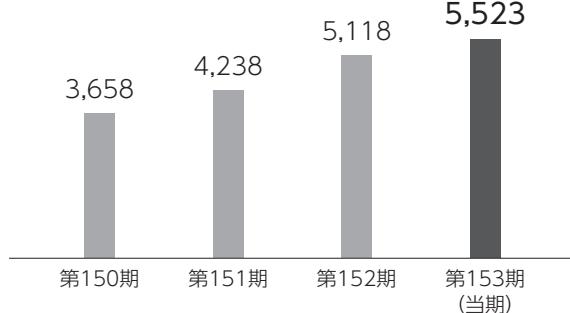
(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第150期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## ご参考 連結業績推移グラフ

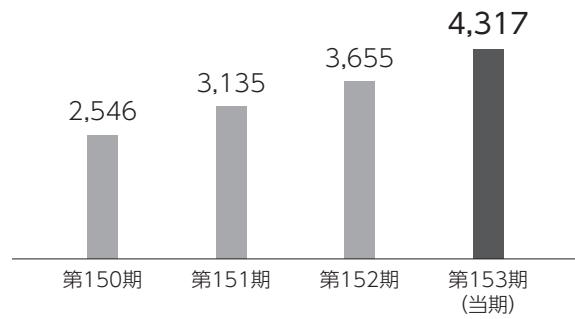
■ 売上高 (百万円)



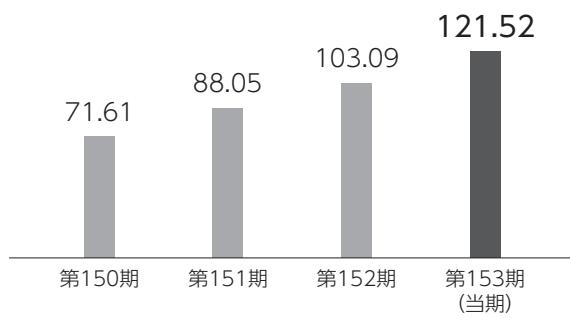
■ 経常利益 (百万円)



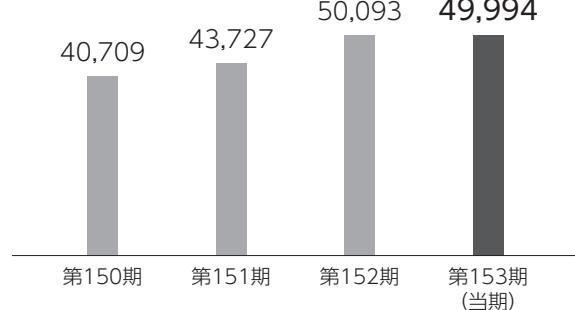
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



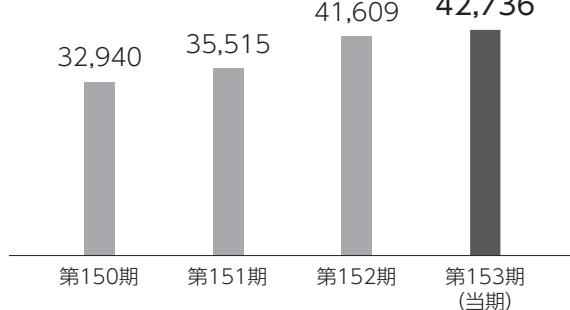
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第150期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、世界経済全体では緩やかな回復傾向が続くことが期待されますが、アメリカの保護主義化による貿易紛争の拡大、中国経済の減速懸念、地政学リスクの高まりなど、先行きへの不安が一層強まり、今後も予断を許さない状況が続くものと予想されます。

歯科業界におきましては、新興国での歯科医療ニーズの拡大、先進国を中心とするデジタル歯科関連技術の進歩に加え、治療から審美・予防へのシフトが進んでおり、今後、世界の歯科市場は大きく成長していくものと認識しております。

このような状況の中、当社グループは「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、世界の歯科医療への貢献度をより高めていくために、2028年3月期に連結売上高500億円、連結営業利益75億円の達成を目指し、引き続き以下に掲げる中長期の重点課題に取り組んでまいります。

- ①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入
- ②販売網・販売拠点の整備
- ③国内外学術ネットワークの構築
- ④コストダウン、生産量の拡大に対応した生産拠点の再配置、海外生産の拡大
- ⑤海外展開を積極的に推進するための人材育成・確保
- ⑥資金需要の拡大に対応するための資金調達
- ⑦M&A（事業提携・技術提携、事業買収）の推進
- ⑧グループガバナンス体制の強化
- ⑨三井化学株式会社、サンメディカル株式会社との業務提携
- ⑩サステナビリティ経営の推進

具体的には、デンタル関連事業におきまして、国内市場では、充填修復材料、CAD/CAM材料、予防・ケア製品のシェア拡大に努めるとともに、海外事業の拡大に向けては、継続的な販売網の拡充と学術活動の増強を図り、世界各国で当社製品を販売するための薬事申請体制の強化を進めてまいります。また、グローバルな需要に対応できる製品供給体制の構築を目的に過去最大規模の投資を実施していくほか、他社との提携強化、サステナビリティ課題の推進、人と組織の成長に繋がる人事施策の推進など、当社グループの中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

ネイル関連事業におきましては、当社グループの技術力を生かした新製品開発、SNS等を通じた若年層へのプロモーション活動、海外展開の強化等に注力し、売上の拡大に努めてまいります。

その他の事業におきましては、新製品の開発と市場投入を推進するとともに、ホビー用等の一般ユーザー向けの製品開発にも注力し、売上拡大に繋げてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	主 要 製 品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化作品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイル関連用品類
その他の事業	工業用研磨材類

## (8) 企業集団の主要な拠点 (2025年3月31日現在)

当社	本社及び営業所	本社 (京都市東山区)、東京支社 (東京都文京区)、札幌営業所 (札幌市中央区)、仙台営業所 (仙台市青葉区)、名古屋営業所 (名古屋市名東区)、京都営業所 (京都市東山区)、大阪営業所 (大阪府吹田市)、福岡営業所 (福岡市博多区)
	工場	京都市東山区
子会社	国内	株式会社滋賀松風 (滋賀県甲賀市)
		株式会社松風プロダクツ京都 (京都府久世郡久御山町)
		松風バイオフィックス株式会社 (東京都文京区)
		株式会社ネイルラボ (東京都渋谷区)
	海外	SHOFU Dental Corp. (米国)
		SHOFU Dental GmbH (ドイツ)
		Advanced Healthcare Ltd. (英国)
		上海松風歯科材料有限公司 (中国)
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司 (中国)
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd. (シンガポール)
		Merz Dental GmbH (ドイツ)
		SHOFU Dental India Pvt. Ltd. (インド)
		SHOFU Products Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)
		常州松風歯科有限公司 (中国)
	国内	Nail Labo Inc. (米国)
		台湾娜拉波股份有限公司 (台湾)
持分法適用会社	国内	サンメディカル株式会社 (滋賀県守山市)

## (9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,413名	44名増

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
523名	24名増	43.14歳	16.44年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（2名）を含んでおります。  
2. 上記の従業員数には、臨時従業員（141名）、当社からの出向者（14名）は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

なお、当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引残高	2,000百万円

## (11) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

## ①親会社との関係

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corp.	84千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料及びネイル関連用品の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	2,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発及び製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	25,953千人民元	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	7,408千人民元	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	2,600千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
松風バイオフィックス株式会社	300,000千円	100.0%	歯科材料及び機器の販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の研究開発並びに製造販売
SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	200,000千 インドルピー	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.	6,364千米ドル	100.0%	歯科材料の製造
常州松風歯科有限公司	25,000千人民元	100.0%	歯科材料の製造
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイル関連用品及び機器の製造、輸出入並びに販売
Nail Labo Inc.	750千米ドル	100.0%	ネイル関連用品及び機器の輸出入並びに販売

# 事業報告

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
台湾娜拉波股份有限公司	10,000千台湾ドル	70.0%	ネイル関連用品及び機器の輸出入 並びに販売

## ③重要な持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
サンメディカル株式会社	100,000千円	20.0%	歯科材料その他医療用具の製造、 販売及び輸出入

## ④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## II. 株式会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 128,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 35,788,178株  
 (3) 株主数 18,718名 (前期末比4,945名増)  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
三井化学株式会社	7,160	20.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,591	10.10
株式会社京都銀行	1,424	4.00
日本生命保険相互会社	1,292	3.63
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,249	3.51
株式会社滋賀銀行	1,204	3.38
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	896	2.52
GOVERNMENT OF NORWAY	688	1.93
松風社員持株会	665	1.87
株式会社SCREENホールディングス	660	1.85

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式を242千株保有しております。  
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。  
 4. 2025年4月16日付で、ニューバーガー・バーマン株式会社より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2025年4月15日現在で同社が1,847千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式の数が確認できていないため、上記大株主には含めておりません。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	17,146株	5名

## (6) 当社が保有する株式に関する事項

当社は、円滑な事業活動のために不可欠な協力関係を維持すべく、必要と認められる株式を政策保有株式として保有することとしております。また、保有の意義や妥当性が希薄であると認められる政策保有株式については、縮減を進めてきております。

当社は、取締役会において政策保有株式に関する運用状況を報告し、政策保有株式を保有することの合理性を検証しております。検証においては、個別の政策保有株式について、事業等の協力関係に基づく保有目的の適切性や、保有に伴う収益が当社の資本コストに見合っているか等を具体的に精査しております。

当事業年度においては、上場株式5銘柄を売却し、うち4銘柄を全部売却いたしました（売却額:869百万円）。これにより、当事業年度末日現在の政策保有株式の貸借対照表上合計額は6,146百万円、連結純資産に対する政策保有株式の比率は14.4%となりました。

今後は、第五次中期経営計画期間内（2028年3月31日まで）に、連結純資産に対する政策保有株式の比率を10%程度まで引き下げるなどを計画しております。

## (7) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は128,000,000株に、また発行済株式の総数は35,788,178株にそれぞれ増加しております。(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は、分割後の株式数に換算して記載しております。

## III. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	根 來 紀 行		
代表取締役社長 社長執行役員	高 見 哲 夫		
取 締 役 専務執行役員	山 崎 文 孝	総合企画担当	
取 締 役 専務執行役員	梅 田 隆 宏	財務・総務・ネイル事業担当	
取 締 役 常務執行役員	菌 井 秀 次	生産担当	
取 締 役	鈴 木 基 市		
取 締 役	西 村 大 三		西村公認会計士事務所 西村大三税理士事務所 大手前監査法人 代表社員
取 締 役	神 本 満 男		神本公認会計士事務所 神本税理士事務所
取 締 役	林 田 博 巳		三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長兼同本部オーラルケア事業部長 エム・エーライフマテリアルズ株式会社 非常勤取締役
常勤監査役	小 松 繁 幸		
常勤監査役	畠 山 博 行		
監 査 役	山 田 陽 子		公認会計士・税理士山田陽子事務所 日本公認会計士協会 京滋会会長
監 査 役	向 井 裕 美		河原町総合法律事務所

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏、西村大三氏、神本満男氏及び林田博巳氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 山田陽子氏及び向井裕美氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 山田陽子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役 鈴木基市氏、西村大三氏、神本満男氏及び監査役 山田陽子氏、向井裕美氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は各氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
5. 当期中の取締役の異動
  - (1) 2024年6月25日開催の第152回定時株主総会において、新たに薦井秀次氏が取締役に選任され、就任いたしました。
  - (2) 2024年6月25日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって、村上和彦氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
  - (3) 2024年6月25日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
山 崎 文 孝	取締役専務執行役員 総合企画担当	取締役専務執行役員 生産・総合企画担当
薦 井 秀 次	取締役常務執行役員 生産担当	執行役員 生産部長

- (4) 2024年8月1日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
林 田 博 巳	三井化学株式会社 執行役員 ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部副本部長兼同本部オーラルケア事業部長 エム・エーライフマテリアルズ株式会社 非常勤取締役	三井化学株式会社 執行役員 ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部副本部長 エム・エーライフマテリアルズ株式会社 非常勤取締役

6. 当期末後の取締役の異動

2025年4月1日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
林 田 博 巳	三井化学株式会社 常務執行役員 ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部長	三井化学株式会社 執行役員 ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部副本部長兼同本部オーラルケア事業部長 エム・エーライフマテリアルズ株式会社 非常勤取締役

7. 当期中の監査役の異動

- (1) 2024年6月25日開催の第152回定時株主総会において、新たに畠山博行氏及び向井裕美氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2024年6月25日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって、川嶋輝氏及び酒見康史氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	村 上 和 彦	営業・国際担当
常務執行役員	寺 本 真 也	人事担当 兼 人事部長
常務執行役員	吉 本 龍 一	研究開発・技術・マーケティング担当
上席執行役員	中 嶋 義 和	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
上席執行役員	中 塚 稔 之	国際部担当部長
執行役員	若 山 隆	Smart Dentistry Solutions Inc. 取締役社長
執行役員	菅 原 順 一	営業部担当部長
執行役員	三 宅 宏 善	総合企画部長
執行役員	松 永 優 典	マーケティング部長

9. 当期末後の執行役員の異動

2025年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
寺 本 真 也	常務執行役員 人事担当	常務執行役員 人事担当 兼 人事部長
中 嶋 義 和	上席執行役員 株式会社滋賀松風 取締役相談役	上席執行役員 株式会社滋賀松風 代表取締役社長

## (2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象となるなど、一定の免責事由があります。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、かつ株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬である取締役賞与及び取締役譲渡制限付株式報酬で構成しておりますが、社外取締役については、業務執行から独立した立場で経営の監督及び助言を行うという職務に鑑み、固定報酬のみを支給することとしております。

#### ・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて外部専門機関の調査による他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬協議会の諮問を経て決定しております。

#### ・業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの当社グループの業績や企業価値の向上に対する取締役の意欲を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に加え、社長執行役員以外の役付執行役員を兼務する取締役については個人業績評価を加味した額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬協議会の諮問を経て見直しを行うものとしております。

#### ・非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主利益と連動した報酬により株主との一層の価値共有を進めることを目的に、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てるものとしております。個々の取締役の譲渡制限付株式報酬の額の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえて決定することを基本方針とし、その割当株式の数は、株主総会決議の枠内で役位ごとに決定しております。

取締役の種類別の報酬割合については、外部専門機関の調査による他社水準及び構成割合を考慮したうえで、上位の役位ほど固定報酬のウェイトが低くなる構成とし、指名・報酬協議会への諮問を経て決定しております。

また、決定方針の決定方法は、決定方針の原案を指名・報酬協議会に諮問し、答申内容を踏まえて、取締役会において決議しております。

## ②監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役報酬は、経営に対する独立性及び客觀性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、報酬等の水準は外部専門機関の調査による他社水準を考慮し、役割に応じて支給しております。なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

## ③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の総額は、2015年6月25日開催の第143回定時株主総会において、賞与を含め年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）です。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした取締役に対する譲渡制限付株式報酬として、前記の取締役報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式を年額50百万円の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てることが、2019年6月26日開催の第147回定時株主総会で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役報酬の総額は、1998年6月26日開催の第126回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は1名）です。

## ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 根來紀行が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長（代表取締役会長が空位の場合は代表取締役社長。以下同じ）が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬協議会に報酬案を諮問し、その答申を踏まえて権限の行使を行うこと等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議するものとしております。

## ⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	291 (28)	189 (28)	66 (-)	36 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	48 (12)	48 (12)	—	—	6 (3)

(注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等の内容及び選定理由は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。

なお、当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益及び連結当期純利益の推移は、I. (1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。

2. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、以下のとおりであります。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、株主総会でご承認いただいた年額50百万円以内としております。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載の方針に基づき取締役会において決定いたします。

・譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分ができません（以下「譲渡制限」といいます。）。

・譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、任期満了、定年等の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に譲渡制限を解除します。譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期については、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において別途定めるところによります。

・本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を無償で取得します。

なお、当該株式報酬の交付状況は、II. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

3. 上記の人数には、2024年6月25日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①社外役員の重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	当該兼職先との関係
取締役	西村大三	西村公認会計士事務所 西村大三税理士事務所 大手前監査法人 代表社員	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
取締役	神本満男	神本公認会計士事務所 神本税理士事務所	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
取締役	林田博巳	三井化学株式会社 執行役員 ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部副本部長兼同本部オーラルケア事業部長	三井化学株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社であります。同社との間で資本業務提携契約を締結しております。
		エム・エーライフマテリアルズ株式会社 非常勤取締役	エム・エーライフマテリアルズ株式会社は、当社の主要株主等である三井化学株式会社の子会社でありますが、それ以外の特別な関係はありません。
監査役	山田陽子	公認会計士・税理士山田陽子事務所 日本公認会計士協会 京滋会会長	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
監査役	向井裕美	河原町総合法律事務所	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

### ②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

#### 取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会17回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西村大三	取締役会17回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
神本満男	取締役会16回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
林田博巳	取締役会17回	歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
山田陽子	取締役会17回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会16回	
向井裕美	取締役会12回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会12回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は17回、監査役会の開催回数は16回であり、監査役 向井裕美氏の就任後の取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は12回であります。

### ③社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

鈴木基市氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

西村大三氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

神本満男氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

林田博巳氏は、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する豊富な経験と知識を有しており、経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。

## IV. 株式会社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的な企業価値の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

利益還元の指標につきましては、連結配当性向40%以上を目標とするほか、純資産配当率(DOE) 3.0%以上とすることとして、中間及び期末の年2回の配当を通じて、安定した還元を実施しております。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、当事業年度末日(2025年3月31日)を基準日とする配当金を1株当たり31円といたします。その場合、2024年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり67円となっております。

今後も、将来の投資計画、事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度末日を基準日とする配当金については、当該株式分割の影響を考慮した金額を記載しております。株式分割を考慮しない場合の当事業年度末日を基準日とする配当金は1株当たり62円、年間の配当金は1株当たり98円となります。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	10,653	買掛金	1,231
受取手形	166	未払法人税等	906
売掛金	3,993	契約負債	63
有価証券	239	役員賞与引当金	66
商品及び製品	8,195	その他の	2,950
仕掛け品	1,980	<b>流動負債合計</b>	<b>5,218</b>
原材料及び貯蔵品	1,408		
その他の	949		
貸倒引当金	△64		
<b>流動資産合計</b>	<b>27,521</b>		
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
<b>有形固定資産</b>		繰延税金負債	1,163
建物及び構築物	5,260	退職給付に係る負債	216
機械装置及び運搬具	1,361	その他の	659
土地	2,388	<b>固定負債合計</b>	<b>2,038</b>
建設仮勘定	422		
その他の	1,171		
<b>有形固定資産合計</b>	<b>10,603</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>556</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,257</b>
<b>投資その他の資産</b>		<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	8,709	<b>株主資本</b>	
繰延税金資産	159	資本金	5,968
退職給付に係る資産	1,910	資本剰余金	6,151
その他の	631	利益剰余金	23,896
貸倒引当金	△97	自己株式	△239
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>11,313</b>	<b>株主資本合計</b>	<b>35,777</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>22,472</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>資産合計</b>	<b>49,994</b>	その他有価証券評価差額金	3,040
		為替換算調整勘定	2,893
		退職給付に係る調整累計額	884
		<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>6,818</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>61</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>78</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>42,736</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>49,994</b>

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	38,698
売 上 原 価	15,706
売 上 総 利 益	22,991
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,599
営 業 利 益	5,392
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 金	96
受 取 配 当 金	187
会 費 収 入	145
そ の 他	247
	677
営 業 外 費 用	
支 払 利 息 用 損	17
当 社 主 催 会 費	295
為 替 差 損	110
持 分 法 に よ る 投 資 損	7
そ の 他	116
経 常 利 益	546
	5,523
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	681
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	50
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,154
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,764
法 人 税 等 調 整 額	54
当 期 純 利 益	4,335
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	17
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,317

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,244	買掛	1,198
受取手形	158	1年内返済予定の長期借入金	792
売商品	4,514	一時預金	0
仕原材料	4,086	未払費用	522
前払費用	917	未払法人税	896
その他の流動資産	929	未契約預金	483
貸倒引当金	225	負担金	6
流動資産合計	15,246	貯金	35
		賞与引当金	66
		その他の流動負債	170
		流動負債合計	4,172
固定資産		固定負債	
有形固定資産		一時預金	2
建物	2,341	スリーリング	322
構築物	146	長期預金	104
機械	353	未払保証金	982
車両	0	長期延税金	
工具	586	負債合計	1,412
土地	1,647	負債合計	5,585
リース資産	3	(純資産の部)	
建物	344	株主資本	
有形固定資産合計	5,423	資本金	5,968
無形固定資産		資本剰余金	
ソフトウエア	161	資本の他	6,071
その他の無形固定資産	6	資本剰余金	80
無形固定資産合計	167	資本剰余金合計	6,151
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	6,167	利益剰余金	1,118
関係会社株式	11,416	配当	260
関係会社長期貸付	469	固定資産圧縮積立金	7
従業員長期貸付	5	別途積立金	740
差入保証	17	繰越利益剰余金	17,056
役員退職積立	21	利益剰余金合計	19,182
前払年金	754	自己株式	△239
その他の投資	156	株主資本合計	31,062
投資その他の資産合計	△97	評価・換算差額等	3,040
	18,912	その他有価証券評価差額金	3,040
固定資産合計	24,504	評価・換算差額等合計	61
資産合計	39,750	新株予約権	34,165
		純資産合計	39,750
		負債純資産合計	

## 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上 高		22,973
売 上 原 価		12,099
売 上 総 利 益		10,873
販売費及び一般管理費		8,850
営 業 利 益		2,023
営 業 外 収 益		
受 取 利 利	59	
受 取 配 当	2,381	
会 費 収 入	131	
受 取 技 術 料	144	
そ の 他	117	
		2,834
営 業 外 費 用		
支 払 利 利	46	
当 社 主 催 費	281	
為 替 差 損	109	
そ の 他	92	
經 常 利 益		529
		4,328
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	681	681
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	50	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	185	235
税 引 前 当 期 純 利 益		4,773
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	764	
法 人 税 等 調 整 額	15	780
当 期 純 利 益		3,993

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法444第4項の規定に基づき、株式会社松風の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の2024年4月1日から2025年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において、独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 憲本

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和6年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社 松風監査役会

常勤監査役	小松繁幸	印
常勤監査役	畠山博行	印
監査役	山田陽子	印
監査役	向井裕美	印

(注)監査役山田陽子及び監査役向井裕美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会 会場ご案内図



## 会場

京都市東山区福稻上高松町11番地  
株式会社 松風  
本社 あゆみテラス

## 交通機関

### ▶京阪電車をご利用の場合

鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ  
徒歩約7分

### ▶JR奈良線をご利用の場合

東福寺駅下車 疏水沿いを南へ  
徒歩約10分

### ▶京都駅より

タクシーで約10分  
京都市バス 南5系統 月輪下車

### ▶竹田駅(近鉄・地下鉄)より

京都市バス 南5系統 月輪下車

本総会にご出席の株主様への  
お土産はございません。

※本社構内にて工事中のため、  
駐車スペースがございません。  
公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。